

# 工作物 石綿事前調査者講習

(3時間免除 1日コースのご案内)

公益社団法人 京都労働基準協会

★本講習は建築物石綿含有建材調査者資格を所有しておられる方限定の講習です。

(全11時間の講習のうち、法令に基づき3時間を免除するコースです)

令和8年1月からは、焼却設備、ボイラー、加熱炉、反応炉、圧力容器、貯蔵施設、発電設備、配電設備、送電設備などの工作物の解体・改修には「工作物石綿事前調査者」の資格を有する者による石綿事前調査が必要になります。

(上記設備が建築物と一体となっている場合も必要です)

本講習は、調査を行うため必要な資格を付与するものです。



即日交付

修了検査合格者には、即日修了証明書を交付します

無料補講

試験に不合格になった方が希望する場合は、後日、無償で補講します

■開催日時は以下のとおり 定員 100名

令和7年 5月23日(金曜日)

令和7年 7月25日(金曜日)

開始時刻9時 終了時刻19時50分(修了検査を含む)

■受講資格 建築物石綿含有建材調査者(特定又は一般)の資格所有者

■講習会場 京都経済センター(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地)

■受講料等  
受講料金 29,700円(税込み)  
テキスト代金 5,280円(税込み)  
合計 34,980円(税込み)

■申込方法 公益社団法人京都労働基準協会の HP をご覧ください。

「京都労働基準協会」で検索！



■お問合先 公益社団法人 京都労働基準協会

Tel075-353-3503

Fax075-353-3510

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地

京都経済センター4 階

## 受講申込必要書類等 一覧表(1日・2日コースいずれについても必要です)

### 受講資格証明の方法等について

- ①実務経験年数・従事経験年数については、所属事業場の事業主、上司等による証明が必要となります。
- ②経験年数については、申込書作成時以降も実務・従事が継続される見込みの場合、講習会の開催月まで積算した年数とすることができます。
- ③受講資格区分により添付が必要な書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、【必要書類】を参照して下さい。

| 受講資格<br>区分番号 | 受講資格(学歴・職歴、資格等)                                                                                                                     | 実務経験年数<br>必要書類(添付が必要な証明書等)                                                |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1            | 石綿作業主任者技能講習を修了した者                                                                                                                   | 実務経験年数不問<br>【必要書類】<br>石綿作業主任者技能講習<br>修了証の写し                               |
| 2            | 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者                                                                           | 卒業後の工作物に関する<br>実務経験年数:2年以上<br>【必要書類】<br>卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)<br>実務経験証明書(※2) |
| 3            | 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者) | 卒業後の工作物に関する<br>実務経験年数:3年以上<br>【必要書類】<br>卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)<br>実務経験証明書(※2) |
| 4            | 「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者                                        | 卒業後の工作物に関する<br>実務経験年数:4年以上<br>【必要書類】<br>卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)<br>実務経験証明書(※2) |
| 5            | 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者                                                                          | 卒業後の工作物に関する<br>実務経験年数:7年以上<br>【必要書類】<br>卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)<br>実務経験証明書(※2) |
| 6            | 「2～5」に該当しない者(学歴不問)                                                                                                                  | 工作物に関する<br>実務経験年数:11年以上<br>【必要書類】<br>実務経験証明書(※2)                          |
| 7            | 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者                                                 | 工作物事前調査に関して<br>実務経験年数:5年以上<br>【必要書類】<br>作業主任者技能講習修了証の写し<br>実務経験証明書(※2)    |
| 8            | 建築行政に関する者                                                                                                                           | 建築行政に関する<br>実務経験年数:2年以上<br>【必要書類】<br>実務経験証明書(※2)                          |
| 9            | 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関する者                                                                                                        | 環境行政に関する<br>実務経験年数:2年以上<br>【必要書類】<br>実務経験証明書(※2)                          |
| 10           | 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者                                                                                          | 実務経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。<br>【必要書類】<br>上記を証明する書類                 |
| 11           | 労働基準監督官として従事した経験を有する者                                                                                                               | 労働基準監督官としての<br>実務経験年数:2年以上<br>【必要書類】<br>実務経験証明書(※2)                       |

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、工学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書、若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。受講資格確認のため証明書類の原本を確認させていただく場合があります。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。提出していただいた書面で受講資格が確認できない場合は、受講をお断りすることがあります。